1　事業は、工業協力の分野において、投資事業の促進及び投資事業に関連する技術の移転についての日本国と開発途上国との間の協力を強化することを目的とする。この目的は、開発途上国の包摂的かつ持続可能な工業開発のための国際連合の機関であるＵＮＩＤＯと日本国の企業との緊密なかつ信頼のある接触によって推進される。

2　この取極の対象となる事業の期間は、二千十七年一月一日から二千二十二年十二月三十一日までとする。この取極の適用上、一年目は二千十七年一月一日から十二月三十一日まで、その後の各年は各暦年の一月一日から十二月三十一日までとする。

3　事務所は、投資技術促進事務所（以下「ＩＴＰＯ」という。）の名称の下にその任務を遂行する。事業は、ＩＴＰＯにより引き続き実施される。

4　日本国政府は、日本国において施行される法令及び利用可能な予算に従い、事業に要する経費を負担するため、ＵＮＩＤＯに対し、その工業開発基金に対する目的指定拠出を日本円で行う。一年目の拠出の額については、一億九千万円（一九〇、〇〇〇、〇〇〇円）とする。その後の各年の拠出については、日本国において施行される法令及び利用可能な予算に従って行う。

5　ＵＮＩＤＯは、その財政規則及び他の関連規則に従い、4に規定する目的指定拠出を管理し、及び日本国政府に対し目的指定拠出に関する年次会計報告書を提出する。

6　ＩＴＰＯの職員の採用は、ＵＮＩＤＯの職員規則に従って行う。ＩＴＰＯの所長については、日本国政府との協議の上、かつ、その意見を尊重しつつ、任命される。

7　東京のＩＴＰＯ及びその職員について国際連合の特権及び免除に関する条約を適用することを確認する。

8　この取極から生ずる問題についての日本国政府からＵＮＩＤＯに対する及びＵＮＩＤＯから日本国政府に対するいかなる公式の連絡も、在ウィーン国際機関日本政府代表部を通じて行う。

9　この取極の実施に必要な他の全ての細目は、一年目については二千十七年一月一日前に、その後の各年については各暦年の一月一日前に、日本国政府とＵＮＩＤＯとの間で交渉し、取り決める。

10　ＵＮＩＤＯは、三年目の終了の後遅くとも六箇月以内に、日本国政府に対し、事業の実施に関する中間報告書（4に規定する目的指定拠出の使用に係る中間的な決算書を含む。）を提出する。

11　ＵＮＩＤＯは、事業の終了の後遅くとも六箇月以内に、日本国政府に対し、事業の実施に関する最終報告書（4に規定する目的指定拠出の使用に係る最終的な決算書を含む。）を提出する。最終報告書には、この取極の終了の遅くとも六箇月前に日本国政府及びＵＮＩＤＯの双方によって行われる合同評価を基礎としてＵＮＩＤＯが事業について行う評価を含める。

本使は、更に、この書簡及びＵＮＩＤＯに代わって前記の取極を確認される貴官の返簡が日本国政府とＵＮＩＤＯとの間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十六年十二月十六日にウィーンで

在ウィーン国際機関
日本政府代表部特命全権大使
北野充

国際連合工業開発機関
事務局長　リー・ヨン殿
（国際連合工業開発機関側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ＵＮＩＤＯに代わって、前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がＵＮＩＤＯと日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十二月十六日にウィーンで

国際連合工業開発機関
事務局長　リー・ヨン

在ウィーン国際機関
日本政府代表部特命全権大使
北野充閣下

○外務省告示第十三号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和五十五年十月十日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅰ及びⅢに拘束されることに同意する旨を通告した。

ペルー共和国	平成九年七月三日
リトアニア共和国	平成十年六月三日
コロンビア共和国	平成十二年三月六日
エストニア共和国	平成十二年四月二十日
モルディブ共和国	平成十二年九月七日

よって、同条約並びにその議定書Ⅰ及びⅢは、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ペルー共和国	平成十年一月三日
リトアニア共和国	平成十年十二月三日
コロンビア共和国	平成十二年九月六日
エストニア共和国	平成十二年十月二十日
モルディブ共和国	平成十三年三月七日

（平成九年七月二十九日付け、平成十年八月四日付け、平成十二年三月八日付け、同年四月二十七日付け及び同年九月十九日付け国際連合事務総長書簡）

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅰ、Ⅱ及びⅢに拘束されることに同意する旨を通告した。

カンボジア王国	平成九年三月二十五日
パナマ共和国	平成九年三月二十六日
バチカン市国	平成九年七月二十二日
カーボヴェルデ共和国	平成九年九月十六日
ウズベキスタン共和国	平成九年九月二十九日
コスタリカ共和国	平成十年十二月十七日
タジキスタン共和国	平成十一年十月十二日
セーシェル共和国	平成十二年六月八日
バングラデシュ人民共和国	平成十二年九月六日
レソト王国	平成十二年九月六日
モルドバ共和国	平成十二年九月八日
ボリビア多民族国	平成十三年九月二十一日
マリ共和国	平成十三年十月二十四日
ナウル共和国	平成十三年十一月十二日
アルバニア共和国	平成十四年八月二十八日
ザンビア共和国	平成二十五年九月二十五日
イラク共和国	平成二十六年九月二十四日

（平成九年五月二日付け、同年十一月十日付け、同年十二月十日付け、平成十一年一月二十五日付け、同年十月十九日付け、平成十二年六月十四日付け、同年九月六日付け、同年九月十九日付け、平成十三年九月二十四日付け、同年十月二十六日付け、同年十一月二十日付け、平成十四年八月二十八日付け、平成二十五年九月二十五日付け及び平成二十六年九月二十四日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年一月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十四号

セネガル共和国政府は、平成十三年十一月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の加入書を平成二十八年十二月十六日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年四月一日にセネガル共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年十二月二十一日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十九年一月十六日

外務大臣　岸田　文雄